

加環許可第 6 - 3 号		
一般廃棄物処理業許可証		
一般廃棄物処理業者	住 所	加茂市石川一丁目 1 番 2 号
	氏 名	(有) 加茂清掃工業 代表取締役 諸 橋 和 伸
令和 6 年 3 月 12 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、下記のとおり、 条件を付して許可する 令和 6 年 4 月 1 日 加茂市長 藤田 明美 		
条 件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び加茂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定を遵守すること。 2 市長の定める処理計画に従い、その他市長の指示があったときは、これに従うこと。 3 ダンボール等紙類は再生資源として活用し、清掃センターでの焼却はできる限り行わないこと。 4 法令に違反し、市長の指示に従わず、また所定の設備、器材及び能力に欠けるときは、許可を取消し、又は期間を定めて業務の停止を命令することがある。 5 一般廃棄物処理業の許可の有効期間は 2 ヶ年とする。	
有効期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日	



許 第 5 号

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

一般廃棄物 処 理 業 者	住 所	加茂市石川1丁目1番2号
	氏名又は名称	有限会社 加茂清掃工業
	代 表 者 名	代表取締役 諸橋 和伸

令和7年3月19日申請のあった一般廃棄物処理業（可燃物・不燃物（廃家電、家電リサイクル品も含む）・粗大ごみの収集・運搬）について、下記のとおり条件を附して許可する。

令和7年4月1日

田上町長 佐 野 恒 雄



記

許
可
条
件

- 1、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び田上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定を遵守すること。
- 2、町長の定める処理計画に従い、その他町長の指示があったときは、これに従うこと。
- 3、一般廃棄物と産業廃棄物の区分を明確にし、加茂市・田上町消防衛生保育組合の処理方法の指示に従うこと。
- 4、法令に違反し、町長の指示に従わず又所定の設備器材及び能力に欠けるときは、許可を取消し又は期間を定めて業務の停止を命ずることがある。
- 5、一般廃棄物処理業者についての許可期限は、2ケ年とする。

有 効 期 間

令和9年3月31日限り